

2019年2月14日

告発文の送付者に関する調査状況につきまして

昨年12月29日、一般社団法人共同通信社より、「入管に組織的に虚偽申請か 在留資格で代行グループ」と題する記事（以下「当報道」という。）が公表されたため、あじあ行政書士法人（以下「当法人」といいます。）では、申請担当が社内で定められた手続を確実に実践していたかどうかを含め、当法人が関わった申請業務全般について、現在、「特別監査チーム（責任者：合田法務部長）」を組成し、調査にあたっております。

調査を継続している中で、特別監査チームに対しまして、特定の個人がコンプライアンス違反をしていたという告発文が寄せられましたので、鋭意調査を進めている最中でございますが、調査が進捗いたしましたので、現時点において確認できた事実を公表いたします。

【情報I（2019.2.1公表）】

- Fから、当報道（共同通信社の記事）と内容を一にする告発文を受領。
 - 告発文は、「実体と異なる雇用理由書の作成が組織的に行われています」と記している。
 - 告発文は、特定の個人であるG・H・Iらが虚偽申請に係っていた、として名指ししている。
 - Fは、当法人の申請業務の一部を受託していた。
 - Fは、行政書士であり、警視庁に告発した本人である可能性が高い。
- 雇用理由書の作成に関して、告発文に記されているFの主張は、下記のとおり。
 - Gは、Fに対して、あたかも虚偽申請を許容するかのよう言動を弄していた。（主張①）
 - H・Iは、Fに対して、雇用理由書に事実と異なる内容で記載するように唆した。（主張②）
 - Fに対して、雇用理由書に事実と異なる内容で記載するように唆したH・Iは、「上司の指示」と説明していた（主張③）。
 - Gは、当時、H・Iの上司であった。
- Fは、Gとの間で金銭トラブルを抱えていた。
 - 金銭トラブルの金額は、235,000円である。
 - Fは、2019年1月11日、当該金銭を速やかに支払うよう、当法人に対して通告した。
 - Fは、当法人が速やかに支払わない場合は、商事法定利息を追加して支払うよう請求した。
- Fは、当報道（共同通信社の記事）のコピーを自事務所の宣伝活動に利用。
 - Fは、2019年1月16日頃、外国人材の紹介会社に対して、自事務所の宣伝チラシを封入して送付する際に、当報道の記事のコピーを同封した。
 - Fが作成した自事務所の宣伝チラシには、「昨年末も、悪質な業者による『虚偽申請』について報道がなされており、入管業務に携わる者として極めて残念に思います（添付資料参照）。…（中略）…これに対して、弊所は、『正直・公正』を信念にして、入国管理・在留手続に取り組んでおります。…（中略）…外国人の入管・在留手続でお悩みの際には、ぜひ弊所までご相談ください」と書かれている。



【情報 I に関する追加情報（公表：2019.2.5）】

- F から、下記を内容とする内容証明付き配達証明郵便を受領。
 - F は、「警視庁への告発文書」について、「不知」と主張（「否認」ではない）。
 - F は、「共同通信社に対するコメント」について、「不知」と主張（「否認」ではない）。
 - F は、特別監査チームによる調査活動（F が名指しした G・H・I に対する当チームによる調査と推測される）の影響によって、「問い合わせが相次ぎ、釈明を余儀なくされたため、小職の業務に支障をきたしています」と主張。
 - F は、特別監査チームに対し、「証人威迫罪（刑法 105 条の 2）、信用棄損罪（刑法 233 条前段）および偽計業務妨害罪（刑法 233 条後段）での告訴に向けて、関係資料を提出の上、警視庁と協議しています」と叙述。
- 上記を踏まえて叙述された F の主張は、下記のとおり。
 - F は、「警視庁への告発文書」については「不知」だが、「F が警視庁に告発した」というのは「虚偽」とであると主張。ただし、告訴に向けて「警視庁と協議」と記述。
 - F は、当法人のプレスリリースにおいて、F の本名を明らかにした上で、「F（本名を明示）が警視庁に告発した、という弊法人の認識は誤りであり、訂正するとともに、F（本名を明示）に深くお詫び申し上げます」と掲載するように要求。
 - 当法人が、G との金銭トラブルに関する書類を F に求めたところ、「警視庁への提出資料」と重複するとして、「今後の捜査への影響を考慮し、提出を控えさせていただきます」と叙述。
- F は、前職において、国会議員政策担当秘書を務めた経歴がある。

【情報 I に関する追加情報（公表：2019.2.7）】

- F は、申請業務の一部を受託していたが、その業務内容は、雇用理由書の下書きであった。
 - F は、正式な申請書類における雇用主の押印を徴求したことがない。
 - F は、雇用主に対して、雇用理由書の押印を徴求したことがない。
 - F は、雇用主に対して、雇用主から「雇用理由書」の内容を確認した旨を示す「確認依頼書」に押印をいただく手続に携わったことがない。
 - F は、雇用主と連絡を取ったことがない。
 - F は、当法人から、雇用理由書を作成する職務を与えられていない。したがって、雇用理由書の内容を決定する立場ではない。言うまでもなく、雇用理由書の内容を決定するのは、雇用主であって、行政書士ではない。
- 告発文に記されている F の主張について、G・H・I は否認している。
 - G は、F に対して、あたかも虚偽申請を許容するかのような言動を弄していた。（主張①）
 - ―― G は、主張①について、「事実ではありません」と否認。
 - H・I は、F に対して、雇用理由書に事実と異なる内容で記載するように唆した。（主張②）
 - ―― H は、主張②について、「唆したことはありません」と回答し、直近時において、F 本人に対し、その事実について直接確認したと申告。
 - ―― I は、主張②について、「何らの違法行為を行っておりません」と否認。
 - F に対して、雇用理由書に事実と異なる内容で記載するように唆した H・I は、「上司の指示」とであると説明していた（主張③）。



―― H は、主張③について、「説明したことはありません」と回答し、直近時において、F 本人に対し、その事実について直接確認したと申告。

―― I は、主張③について、「何らの違法行為を行っておりません」と否認。

【情報 I に関する追加情報（公表：2019.2.14）】

- F は、G に対して、2018 年 7 月 3 日に、275,000 円を請求した。
 - G は、275,000 円のうち、F が受託内容を実施した 40,000 円について承認し、経理担当に命じて、F に対する支払を実行した。
 - 差額の 235,000 円に関する業務について、F は、G が委託した業務内容を履行していない。
 - F は、委託された業務内容を何ら履行していないにもかかわらず、235,000 円を請求する理由を「民法 651 条第 2 項に基づく請求」と「民法 130 条に基づく請求」と主張している。
 - 民法 651 条第 2 項「当事者の一方が相手方に不利な時期に委任の解除をしたときは、その当事者の一方は、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。」
 - 民法 130 条「条件が成就することによって不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる。」
- F が、G の委託した業務内容を履行しなかった経緯は、下記のとおり。
 - G は、F に対して、雇用理由書の下書きを依頼した。
 - F は、詳細な資料がなければ下書きができない、と主張した。
 - G は、F に対し、「それでは結構です」と言って、当該業務を他の行政書士にお願いした。
 - F は、G から 275,000 円の請求書を受領したとき、「235,000 円については、業務を履行していないので、お支払できない」と通告した。

特別監査チームにおきましては、上記の情報につきましても、鋭意調査を進め、必要に応じて調査結果を公表する所存です。

当法人としては、当報道を契機に、より一層の法令遵守を徹底させていく所存ですので、今後ともご愛顧の程宜しくお願い申し上げます。

あじあ行政書士法人
法務部長 合田千華